

令和7年那審第9号

裁 決

漁船A乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官中山国夫出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和7年3月13日02時42分半少し前

沖縄県黒島東方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 漁船A

総トン数 9.7トン

登録長 11.93メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 356キロワット

3 事実の経過

Aは、船体後部に操舵室を配し、同室に舵輪、機関遠隔操縦装置、レーダー及びG P S プロッターをそれぞれ備えた、めかじきはえ縄漁業に従事するF R P 製漁船で、a受審人ほかインドネシア共和国籍の特定技能外国人2人が乗り組み、操業の目的で、船首0.5メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和7年3月11日13時00分沖縄県石垣港の係留地を発し、沖縄県波照間島周辺の漁場で操業を繰り返したのち、翌々13日00時00分同漁場を発進して帰途に就いた。

a受審人は、レーダー及びG P S プロッターを作動させ、単独で操船に当たり、01時10分竹富島南方水路第3号灯標（以下「竹富灯標」という。）から197度（真方位、以下同じ。）7.6海里の地点で、針路を石垣港に向く046度に定めて自動操舵とし、4.8ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、02時00分竹富灯標から177度4.2海里の地点に達したとき、G P S プロッターを見て、沖縄県竹富島寄りの038度の針路で航行していることに気付き、自動操舵装置を確認したところ、同装置に異常を認めたが、自動操舵装置の電源部等を調査することに気をとられ、停船して同装置の復旧作業を行うなど、自動操舵装置の異常発生時における安全確保の措置を十分にとらなかつた。

こうして、a受審人は、黒島東方沖合に拡延するさんご礁（以下「黒島礁」という。）に向首続航し、02時42分半少し前竹富灯標から122度2.75海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、黒島礁に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力4の南南東風が吹き、潮候は上げ潮の初期に当たり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船底外板に擦過傷等を生じ、放置している間に全壊し、

のち廃船処理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、黒島東方沖合において、石垣港に帰航中、自動操舵装置に異常を認めた際、同装置の異常発生時における安全確保の措置が不十分で、黒島礁に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、黒島東方沖合において、石垣港に帰航中、自動操舵装置に異常を認めた場合、黒島礁に乗り揚げることのないよう、停船して同装置の復旧作業を行うなど、自動操舵装置の異常発生時における安全確保の措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、自動操舵装置の電源部等を調査することに気をとられ、同装置の異常発生時における安全確保の措置を十分にとらなかつた職務上の過失により、黒島礁に向首進行して黒島礁に乗り揚げる事態を招き、船体に損傷を生じさせたうえ、廃船させるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 7 年 1 月 20 日

門司地方海難審判所那覇支所

審 判 官 山 本 哲 也